

令和6年度 大阪労働局の取組について

— 数値目標・達成状況 —

《誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪》

- I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等
- II 円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進
- III 安全に安心して働くことができる魅力ある職場づくり

令和6年度における大阪労働局の数値目標の達成状況

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（1月末現在）	令和7年度の取組方針
1	最低賃金制度の適切な運営等	● 審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。	依頼数 43市町村 掲載数 42市町村 掲載率 97.7%（1月31日現在） 100%（2月1日現在） 令和6年度、大阪府最低賃金が1,114円（+50円）に改定されたことを踏まえ、自治体に広報誌掲載依頼を行い、（2月1日に掲載された1市を除き）全ての市町村において掲載された。	大阪府民全体への周知としては、自治体広報誌への掲載が有効かつ効果的であることから、引き続き、自治体への協力要請を行い、掲載率100%を目指す。
2	非正規雇用労働者の処遇改善等	● キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数について、前年度実績以上	キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数 13,203人（目標値17,490人、進捗率75.5%） ※キャリアアップ助成金（正社員化コース）の申請件数は前年度同期比16.0%増加。	事業主団体に対する広報依頼や各種セミナーを通じた周知活用啓発について、引き続き積極的に取り組む。

II 円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（1月末現在）	令和7年度の取組方針
1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	○ 就職件数72,222件以上	就職件数 58,004件（進捗率80.3%）	求職者に対するきめ細やかな就職支援を実施するとともに、求職者が応募しやすい求人確保し、個々の求職者・求人者のニーズに即した能動的なマッチングを推進する。
		○ 充足数82,335人以上	充足数 65,806件（進捗率79.9%）	それぞれの地域における人手不足の事業所に対して事業所の強みや魅力を発信するなど、充足支援をより一層強化することでマッチングを推進する。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（1月末現在）	令和7年度の取組方針
2	人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進	○ 人材不足分野の就職件数18,422件以上	人材不足分野の就職件数15,357件（進捗率83.4%） ・人材不足分野（医療・福祉、建設、運輸、警備分野）における人材確保を推進すべく、人材確保対策コーナー（※1）を中心として、魅力ある職場の情報提供、新規求職者の掘り起し、業界セミナーや面接会の開催等、様々な取組を展開。 （※1）ハローワーク梅田、大阪東、大阪西、阿倍野、淀川、堺、布施、池田、枚方、茨木、岸和田の11拠点に設置。	引き続き、業界団体等との連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への就職支援を以下のとおり実施していく。 ・大阪・関西万博の円滑な開催・運営に資するため、会期中も万博関連企業のニーズに合わせて、就職面接会等のマッチング支援を継続します。 ・11月に全ハローワークにおいて介護就職デイを開催する（就職面接会やセミナー等を開催）。 ・事業所の課題発見を援助するため、外部専門家を活用した雇用管理改善に関するコンサルティングとハローワークの充足支援を一体的に実施する。 ・関係機関・団体、マスコミとの連携を積極的に行い、就職件数向上に繋げていく。
3	職業訓練を活用した人材育成支援	○ 公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数6,470件以上	公的職業訓練修了3か月後の就職件数（令和6年12月末現在）4,305件（進捗率66.5%）	引き続き、未就職者の把握に努め、関係機関と連携の上、的確な就職支援を実施していく。
4	高齢者の雇用対策の推進	○ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率83.4%以上	生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率90.6%	引き続き進捗状況を管理しながら就労促進を図る。
5	障害者などの雇用対策の推進	○ 障害者の就職件数前年度実績以上	障害者の就職件数7,892件	引き続き求人の確保、きめ細やかな職業相談、職業紹介を実施していく。
6	就職氷河期支援プログラムに基づく施策の推進	○ ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35～56歳）の不安定就労者・無業者の件数10,653件以上	ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35歳～56歳）の不安定就労者・無業者の件数9,041件（進捗率84.9%）	就職氷河期世代を含む中高年世代対象求人の積極的な確保及び求職者担当者制による個別支援等、きめ細かな支援を引き続き実施し、就職氷河期世代を含む中高年世代の不安定就労者・無業者の正社員就職を推進する。
7	若者の雇用対策の推進	○ 就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等（既卒者含む）の正社員就職件数9,792件以上	就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数8,069件（進捗率82.4%）	新卒者等の正社員就職に向けた支援を強化する。
		○ わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合71.0%以上	わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合77.7%	担当者制による個別支援等、きめ細かな支援を実施し、フリーター等の正社員就職を推進する。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（1月末現在）	令和7年度の取組方針
8	地方自治体と一体となった雇用対策の推進	● 地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について、3,010件以上	地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数2,587件（進捗率85.9%）	引き続き、自治体との連携を深めながら就職支援の充実を図り、利用者数及び就職件数の向上を図る。
		○ 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率68.1%以上	生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率70.0%	引き続き、地方自治体との緊密な連携の下、支援対象者へきめ細やかな就労支援を行い就職率の向上を図る。
		● 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数4,312件以上	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援に係る就職件数3,042件（進捗率70.5%）	引き続き、地方自治体との緊密な連携の下、支援対象者へきめ細やかな就労支援を行い就職件数の向上を図る。
9	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	● 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。	労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対する説明会は、それぞれ毎月1回実施し、計120名が参加した。 また、労働者派遣事業や職業紹介事業の許可を受けた事業者に対する説明会については、それぞれ毎月1回実施し、労働者派遣事業計486事業所、職業紹介事業計564事業所に対して適正な業務運営の促進を図った。	引き続き、許可を受けた事業者に対する説明会を毎月開催するとともに、新たに事業を始めようとする事業者に対する説明会を毎月開催し、適正な許可申請や業務運営の促進を図る。

Ⅲ 安全に安心して働くことができる魅力ある職場づくり

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（１月末現在）	令和７年度の方針
1	労働時間法制の見直し・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止	● 令和６年４月から時間外労働の上限規制が適用される事業場に対し、上限規制等の内容や自動車運転者を使用する事業場に対しては改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を含めた周知、理解の促進等に向けた説明会等を民間事業者等も活用し、リモート方式も含めて開催し、1,000事業場以上を参加させる。	令和６年４月から時間外労働の上限規制が適用された事業場に対し、上限規制等の内容や改正改善基準告示について以下のとおり労働時間説明会を開催した。 ・医療保健業……29回 366社 参加 ・建設業……………137回 1254社 参加 ・自動車運転者 79回 511社 参加 合計 245回 2131社 参加	労働時間・相談支援班による労働時間等の説明会等の周知啓発活動を実施する。
		● メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合75.6%	精神疾患にかかる労災請求がなされた事業場については、原則、全数個別訪問することでメンタルヘルス対策の取組方法について丁寧に説明を行い、大阪府内の事業者に対する意識啓発の強化を図る。 特に同じ企業内の複数の事業場で精神疾患にかかる労災請求がなされた大規模事業場については、企業全体としてのメンタルヘルス対策の実施状況に問題があると見受けられることから、企業全体で取組む過労死等の防止に向けた改善計画を提出させ、年間を通じた丁寧な指導を行うことにより、精神障害の再発防止対策を図ることとする。 メンタルヘルスの取組み事業場の割合が低い50名未満の事業場については、メンタルヘルス対策の第一歩としてR7年度から実施が義務化されるストレスチェック制度の導入を推進する。中小企業を母体とした各種団体を中心に、労働者数30名から49名の事業場に対して、新たに新設される「中規模事業場産業医活動支援モデル事業」の勧奨を行うとともに、ストレスチェック制度の勧奨を行うことで、中規模事業場でのメンタルヘルス実施率の向上を図る。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（1月末現在）	令和7年度の取組方針
2	安全で健康に働くことができる職場づくりの推進	● 死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。	2023年の死亡災害 35件（確定値）目標達成 2024年の死亡災害 44件（速報値） 2022年の死亡災害 45件（速報値）より1件（2.3%）減少している。 2024年の目標値が48件であることから当年については目標達成可能な見込み。	死亡災害が多く発生している製造業を中心に、リスクアセスメントの実施を広く定着させていくため、説明会の実施や個別の事業場への指導を徹底する。
		● 死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。	2023年の死傷災害 9,218件（確定値）目標未達 2024年の死傷災害 8,582件（速報値） 2022年の死傷災害 8,311件（速報値） ※新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く ・前年（2023年）同期より162件（1.9%）減少しているが、2022年の速報値よりも271件（3.3%）増加しており、目標達成は難しい。 ・前年同期と比較し、建設業が63件（10.2%）、製造業が102件（6.1%）、陸上貨物運送事業が64件（4.8%）減少している。 ・事故の型別で見ると、転倒が2,068件、動作の反動・無理な動作が1,403件、墜落・転落1,078件、はさまれ・巻き込まれ852件、交通事故425件が発生している。	2027年までに2022年の8,848件より減少させることが目標であり、当年においても目標の達成は厳しい状況となっているが、前年同期と比べて1.9%減少している。 大阪労働局第14次労働災害防止推進計画を達成するため、「大阪発・新4S運動」が掲げる「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」を積極的に展開していくことにより、自主的な安全衛生活動による労働災害防止を推進していく。 ・転倒災害が多いことから、リーフレットやYouTube動画等により、ハード面・ソフト面の両面からの転倒災害防止対策の取組を促進していく。 ・小売業、介護施設については、引き続き、+Safe協議会にて好事例の収集やSAFEアワードの事例等を紹介することにより、安全衛生管理活動の好事例の水平展開を図っていく。
3	総合的なハラスメント対策	● あっせん、調停の合意率を前年度実績以上	あっせん合意率29.4%（令和5年度27.1%） ハラスメントに関する調停合意率37.0%（令和5年度34.1%）	引き続き紛争当事者に対して制度の理解を得るよう努め、参加勧奨を行う。 また、受理業務を行う相談員や指導員等に対して研修等を行うことにより、あっせんや調停での解決の促進を図る。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（１月末現在）	令和７年度取組方針
4	女性の活躍推進	○ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率95.9%以上	マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者就職率97.9%	担当者制による個別支援等きめ細かな支援を実施し、重点支援対象者の就職を推進する。
		○ マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数について、厚生労働省から示された目標値以上を目指す	マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数 4,674人（目標値5,686人、進捗率82.2%）	各拠点で魅力あるイベントを実施し、支援を必要としている求職者に必要な支援を届けることで、ハローワークの利用促進を図る。
5	雇用保険制度の安定的運営	○ 雇用保険受給者の早期再就職割合31.9%以上	雇用保険受給者の早期再就職割合34.1%（令和6年11月末現在）	雇用保険受給者に対し、早い段階で積極的なアプローチを雇用保険部門と職業相談部門が協力して行うことによって、就職意欲を喚起し、早期再就職へと繋げていく。
6	労働保険未手続事業一掃対策の推進 労働保険料等の収納率向上	● 労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,300件以上を目指す。	「令和6年度労働保険適用促進計画」に基づき加入勧奨を実施。昨年度から文書等による指導に加えインターネットアンケート等を利用した指導を追加し、訪問指導を積極的に実施。令和7年1月末時点における成立数は1,337件（達成率102.8%）と昨年同期と比べ増加している。	令和7年度労働保険適用促進計画を策定し、未手続事業場の解消に取り組み、手続指導による成立件数の年間目標を1,350件以上とする。
		● 実行ある滞納整理を実施し、全国平均を上回る収納率を目指す。	令和7年1月末における収納率は74.5%であり、本年度の全国平均74.2%より0.3%上回っている。 滞納事業場には、事業実態を把握した上で、財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導し、滞納整理の実施に当たっては、重点事業主を選定の上、差押え等の強制措置も積極的に実施した。	「令和7年度滞納整理年間業務実施計画」を策定し、滞納事業場に対し、事業実態を把握した上で、財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導し自主納付を促す。その上で、徴収強化月間を定め、差押え等の強制措置を見据えた実効ある滞納整理を実施し、全国平均を上回る収納率の達成を目標に積極的に取り組んでいく。